ポンペイ国際空港改善計画のための贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の交換公文（平成二十年九月十六日付け）	平成二十二年三月十二日	平成二十三年三月三十一日（平成二十一年度分）
空港治安対策強化計画のための贈与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文（平成二十一年八月十日付け）	平成二十二年三月十五日	平成二十三年三月三十一日
緊急港湾改修計画のための贈与に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の交換公文（平成二十年五月十六日付け）	平成二十二年三月三十日	平成二十二年四月三十日（平成二十一年度分）
首都圏周辺地域小中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文（平成二十年七月十八日付け）	平成二十二年三月十五日	平成二十三年三月三十一日
ルアプラ州地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の交換公文（平成二十年七月四日付け）	平成二十二年三月十五日	平成二十二年四月三十日（平成二十一年度分）
タジュラ湾海上輸送力増強計画のための贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文（平成二十年五月十九日付け）	平成二十二年三月十三日	平成二十二年四月三十日（平成二十一年度分）
オイスターベイ送配電施設強化計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文（平成二十年五月二十七日付け）	平成二十二年三月十二日	平成二十三年三月三十一日（平成二十一年度分）
マサシ―マンガッカ間道路整備計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文（平成二十年六月二十七日付け）	平成二十二年三月十二日	平成二十二年四月三十日
シカソ地域飲料水供給計画のための贈与に関する日本国政府とマリ共和国政府との間の交換公文（平成二十年五月十六日付け）	平成二十二年三月十二日	平成二十三年三月三十一日（平成二十一年度分）
ザンベジア州及びテテ州地方道路橋梁建設計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文（平成十九年五月二十八日付け）	平成二十二年三月十二日	平成二十三年三月三十一日（平成二十一年度分）
保健人材養成機関施設及び機材拡充計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文（平成二十年七月四日付け）	平成二十二年三月十日	平成二十二年四月二十日（平成二十一年度分）

○外務省告示第四百六十七号

セルビア共和国政府は、「千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定」の加入書を平成二十二年九月十七日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同協定は、平成二十二年十二月十七日にセルビア共和国について効力を生ずる。

（平成二十二年九月十七日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十二年十一月八日

外務大臣　前原　誠司

○外務省告示第四百六十八号

平成二十二年十月二十四日にラマッラで、パレスチナ暫定自治政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がパレスチナ解放機構との間に行われた。

平成二十二年十一月八日

外務大臣　前原　誠司

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、千九百九十五年九月二十八日にワシントンで署名された西岸及びガザ地域に関するイスラエルとパレスチナとの間の暫定合意（以下「暫定合意」という。）に言及するとともに、日本国政府の代表者と暫定合意に基づいて設立されたパレスチナ暫定自治政府（以下「パレスチナ自治政府」という。）のために暫定合意に従って行動するパレスチナ解放機構（以下「ＰＬＯ」という。）の代表者との間で、日本人とパレスチナ人との間の友好協力関係を強化することを目的として行われる日本国の経済協力に関して最近行われた討議に言及する光栄を有します。本官は、更に、前記の討議の結果として次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　ＰＬＯは、パレスチナ自治政府を通じて、パレスチナ自治政府行政機関がこの了解の規定に従うことを確保する。

2　日本国政府は、パレスチナ自治政府による経済社会開発努力の推進に寄与することを目的として、日本国の関係法令に従い、パレスチナ自治政府行政機関に対し、十五億円（一、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）を行う。

3　(1)　贈与及びその利子は、パレスチナ自治政府行政機関により、適正にかつ専ら日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意する表に掲げる生産物並びにそれに付随する役務を購入するために使用される。ただし、当該生産物は、調達適格国において生産されるものとする。

(2)　(1)に規定する表は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の合意により修正されることがある。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意される。

4　(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、この了解の効力の生ずる日の後十四日以内に日本国にある銀行にパレスチナ自治政府行政機関の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後七日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2)　勘定の目的は、5に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、3(1)に規定する生産物及び役務の購入に必要な支払を行うこと並びに日本国政府及びＰＬＯの関係当局間で合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

5　日本国政府は、4(1)に規定する書面による通告の受領の日から二千十一年三月三十一日までの期間に、2に規定する金額を勘定に日本円で払い込むことにより贈与を実施する。期間は、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の合意により延長することができる。

6　(1)　パレスチナ自治政府行政機関は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　贈与及びその利子が、日本国政府及びＰＬＯの関係当局間の合意により延長されない限り、贈与が実施された日から十二箇月以内に生産物及び役務の調達に使用するために勘定から完全に払い出されることを確保すること並びにそれ以降の勘定内の残余金を日本国政府に返済すること。

(b)　3(1)に規定する生産物及び役務の購入に関連してパレスチナ自治区において課されることがある関税、域内税及びその他の財政課徴金が贈与によって負担されないことを確保すること。

(c)　贈与及びその利子がパレスチナ自治政府による経済社会開発努力の推進のために適正にかつ効果的に使用されることを確保すること。

(d)　贈与及びその利子が4(2)の規定に従って完全に払い出された場合、使用期間が(a)の規定に従って満了した場合又は日本国政府から要請があった場合には、日本国政府に対し、勘定に関する取引についての契約書、証憑（ひょう）類その他の文書の写しを添付の上、その取引について、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(e)　贈与の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。